財政局資產経営部契約課

建設工事の工期における余裕期間制度の本格導入について

本市で発注する建設工事において、計画的な工事発注を促進するとともに、受注者の円滑な工事施工体制を図ることを目的とし、発注者があらかじめ余裕期間を設定し、全体工期内で実工期の始期を指定する方式を本格導入します。

1 対象工事

請負契約締結から現場施工着手までに相当期間が見込まれる工事で、設計図書に余裕期間の 設定についての記載がされている建設工事

2 制度概要

計画的な工事発注を促進するとともに、受注者の円滑な工事施工体制を図るため、全体工期のうち3か月を超えない範囲で、建設資材や労働者の確保のための余裕期間を設定します。それに伴い、あらかじめ実工期の始期を設定します。

【用語の定義】

全体工期 …余裕期間と実工事期間をあわせた期間

実工期 …実際に工事を施工するために要する期間

3 制度の取扱い

(1) 対象工事の表記について

対象工事は、設計図書(特記仕様書等)に余裕期間の設定の表記及び工事の始期等の内容の記載を行います。

- (2) 余裕期間内の現場代理人及び監理技術者等の配置について
 - ① 余裕期間内は、受注者は現場代理人や監理技術者等の配置は不要です。
 - ② 受注者は、余裕期間中に現場への資材の搬入や仮設物の設置、測量等の準備工事を含め、工事に着手できません。
- (3) 契約書類等について
 - ① 工事請負契約書、契約関係書類及び工事関係書類に記載する工期については、全体工期とします。ただし、コリンズ登録の技術者の従事期間は、実工期とします。
 - ② 契約保証の保証期間については、余裕期間を含めた全体工期とします。
 - ③ 前払金の請求については、実工期の始期以降でなければ請求することができません。

(4) その他の留意事項

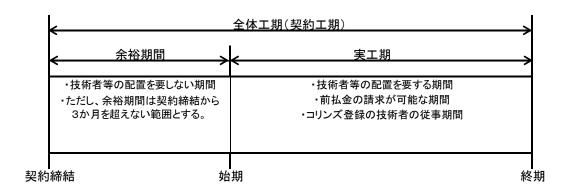
実工期の始期までに技術者を配置できない時は、建設業法等に違反するため、契約を解除することがあります。技術者等の配置にはご注意ください。

4 契約締結後の余裕期間の変更

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとします。

【参考】

余裕期間を設定した工事の工期



手持ち工事と余裕期間を設定した工事の関係

